

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)垂水風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年7月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)垂水風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県垂水市、鹿屋市及び霧島市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大192,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年7月29日
環境大臣意見受理	令和4年10月14日
経済産業大臣意見発出	令和4年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年1月23日
住民意見の概要等受理	令和5年3月27日
鹿児島県知事意見受理	令和5年6月26日
経済産業大臣勧告発出	令和5年7月21日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 垂水風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、同事業者による稼働中及び環境影響評価手続中の風力発電設備等があり、近接して風力発電所が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風力発電設備等の稼働に係る騒音等の調査地点の選定に当たっては、対象事業実施区域に近い住宅等を選定するなど、適切に選定すること。
4. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
5. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 方法書では、対象事業実施区域周辺の一部の河川に調査地点が設定されていないことから、調査地点の追加について適切に検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 対象事業実施区域及びその周辺は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき国天然記念物に指定されているヤマネをはじめ重要な動植物の生息・生育地があり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物に指定されているクマタカ等が確認されていることから、これらに対する調査を実施する際には、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
8. 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(別紙)

9. 主要な眺望点の調査地点の設定に当たっては、定期旅客航路上の調査地点についても検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)